

2022年4月26日

福島県教育委員会
教育長 大沼 博文 様

福島県立高等学校教職員組合
執行委員長 永峯 秀明

定年延長制度の条例化に係る要求書

日々の福島県の教育に貴職・県教委のご尽力に敬意を表します。

昨年6月に国会において国家公務員の定年延長法が成立し、現在、福島県の地方公務員及び教職公務員の定年延長制度の条例案作成が進められていると存じます。

定年延長は、定年退職から65歳の年金受給までの無収入期間を無くすために必要な措置として長年要求してまいりました。実現に向けて大きな希望を持つと同時に、労働条件の大きな変更であることを踏まえ、その制度設計にあたり、下記のことについて要求し、実現することを切に願います。

- 1 使用者として、希望するすべての教職員に定年まで働き続ける権利を保障すること。また、60歳以降の多様な働き方や、安全に働けることが保障されるよう必要な人員が確保される制度設計を行うこと。
- 2 教職員が健康で意欲をもって定年まで働き続けられるよう、長時間過密労働を解消するために、教職員の増員等により職場環境を改善すること。
- 3 定年延長の制度設計に労働組合の意見を反映させる機会として、交渉・協議の場を設けること。
- 4 60歳を超える教職員の賃金は、国家公務員に対して示されている60歳時の7割ではなく、従事する職務の内容・職責、及び蓄積された知識、能力、経験にふさわしいものとする。
- 5 55歳で昇給停止となる現行制度を改めること。また「段差をなくす」ことを目的に60歳前後の賃金水準を引き下げる検討をしないこと。
- 6 60歳以降の退職において、在職時の最高号給を算定基礎として退職手当を支給すること。支給水準について不利益変更は行わず維持改善すること。
- 7 段階的に定年年齢を65歳まで引き上げる際、新規採用を抑制することなく、計画的に採用すること。
- 8 再任用職員の給与、一時金支給月数や生活関連手当を退職前と同様の基準で支給するよう改善すること。また、再任用希望者全員を任用すること。
- 9 定年前再任用短時間勤務制度を創設して多様な働き方を保障すること。また、高齢者部分休業制度について周知すること。
- 10 役職定年制については、特例措置に関して恣意的な運用とならないようにすること。